

# 滝沢市産業振興条例

条文の考え方について  
(逐条解説)

令和3年4月1日

滝沢市

## 前文

滝沢市は、盛岡広域都市圏の中心に位置し、岩手山麓に広がる恵まれた自然があり、大学等の高等教育機関並びに国及び県の研究施設が集積する研究学園都市として成長を遂げてきた。

社会経済情勢が激しく変化する今、若い世代が集う研究学園都市としての強みを生かし、技術の進展並びに新たな価値及び発想を市の産業の振興に効果的に波及させることにより、商工業、農林業、観光物産等の各種産業の生産性の向上に努めることが求められている。

また、市内の産業が着実に発展していくためには、行政のみならず、事業者、産業経済団体及び市民が協働し、産業の振興に係るそれぞれの役割について共通の認識を持ち、産業振興が地域振興に繋がることを意識して取り組んでいくことが重要である。

ここに、産業の振興に係る行政、事業者、産業経済団体及び市民のそれぞれの役割、市の産業の振興の在り方などの基本的な事項を明らかにするとともに、関連する施策を一体的かつ相乗的に推進するため、この条例を制定する。

### 【解説】

法体系下における条例において、前文で掲げた事項はその拘束力等は生じませんが、条例制定時の背景やその趣旨、基本的な考えを強調するために、個別条項の冒頭に取って掲げています。

ここでは、本条例の制定に当たり、本市の強みである若い世代が集う研究学園都市という特色を生かしながら、地域を構成する各主体が共通の認識を持って産業振興に取り組んでいく姿勢を示しています。また、各主体の役割を明らかにして、協力・連携することで相乗効果を生みながら産業振興に関連する施策を推進していくために本条例を制定することについて謳っています。

### (目的)

第1条 この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、市の産業の振興に関する基本的な事項を定め、市の責務及び事業者、市民等の役割を明らかにするとともに、市の特色を活かし、地域に根差した力強い産業基盤の育成に資する施策を一体的かつ相乗的に推進することにより、持続可能で活力ある地域経済を振興し、誰もが幸福を実感できる地域社会を形成し、及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### 【解説】

本市では、これまでも総合計画などに基づいて産業の振興を図るための施策を推進してきましたが、産業振興に携わる者それぞれの役割については明確に示していませんでした。

本条例において地域を構成するそれぞれの役割や市の責務を示し、それぞれの役割に基づきながら、本市の強みである若い世代が集う研究学園都市という特色を生かし

ながら、地域に根差した施策を推進することで目指す地域の姿と、その姿が導く効果が本条例の制定の目的となります。

本条例の全ての条項は、この目的を実現するために定めているものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において経済活動を行うものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 産業経済団体 商工会、農業協同組合、観光協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。
- (5) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 本市に住所を有する者
  - イ 本市に居住し、通勤し、又は通学する者
  - ウ 本市で公益性を有する活動を行う者
- (6) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他事業者に必要な資金の貸付けその他の事業者の経営を支援するものをいう。
- (7) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校並びに国及び県が設置する産業の振興に資する研究施設等のうち、市内に所在するものをいう。

【解説】

本条例で使用する用語について説明するものです。

**第1号「事業者」** 本条例の主体となるもので、市内で経済活動を行うものを指します。中小企業者が企業全体に占める割合は全国的に9割以上となっており、他自治体では中小企業振興を目的として条例を制定し、条例の主体が中小企業者となっているところもあります。本市も中小企業者が9割以上を占めておりますが、中小企業者以外の経済活動を行う者も産業の振興において重要な役割を果たしていると考えられることから、本市では中小企業者に限定することなく、市内で経済活動を行う「事業者」を本条例の主体としています。

**第2号「中小企業者」** 第1号で定義する事業者のうち、中小企業基本法第2条第1項（下記参照）に規定する中小企業者を指します。

【参考】中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号） 抜粋

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第 2 条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 1 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であつて、製造業，建設業，運輸業その他の業種（次号から第 4 号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 3 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 4 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業、運輸業、建設業、その他の業種（※）	資本金の額又は出資総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

※その他の業種の例…農林漁業、電気・ガス・熱供給・水道業

**第 3 号「小規模企業者」** 第 1 号で定義する事業者、第 2 号で定義する中小企業者のうち、中小企業基本法第 2 条第 5 項（下記参照）に規定する事業者を指します。

【参考】中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号） 抜粋

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第 2 条

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者をいう。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

**第 4 号「産業経済団体」** 商工会、農業協同組合、観光協会など、市内で経済活動又は地域産業の振興を行う団体を指します。

**第 5 号「市民」** 滝沢市自治基本条例（平成 26 年滝沢市条例第 1 号。以下「自治基本条例」という。）における「市民」の定義と同一にしています。本来、市民とは「ア」を指しますが、市区域内の住所の有無を問わず、居住している者、通勤又は通学している者、公益性のある活動を行う者（団体含む）、本市に関わる全ての方の連携・協力が産業の振興に必要不可欠であるとの考えから、市民の定義を「イ」、「ウ」まで拡大し、その可能性の発展を妨げない内容としています。

**第 6 号「金融機関」** 事業者の経営を支援する市内外の金融機関を指します。

**第 7 号「教育機関等」** 市内に所在する学校、職業に必要な能力の育成を行う機関、国や県が設置する産業の振興に資する研究施設等を指します。

【参考】学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 抜粋

第 1 条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第 124 条 第 1 条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

1 修業年限が 1 年以上であること。

2 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

3 教育を受ける者が常時40人以上であること。

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

（基本理念）

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基本とし、事業者の行う経済活動の持続的な発展及び事業者の成長により、地域の活性化及び振興が図られることを、事業者、市民及び市が理解し、それぞれが一体となって推進していくことを原則とする。

2 前項に規定する産業の振興の推進は、次の各号のいずれかを踏まえて行うものとする。

（1）本市の豊かな自然環境、培われた伝統文化等の地域資源の有効活用

（2）大学等の高等教育機関並びに国及び県が設置する産業の振興に資する研究施設との連携

（3）市内における第1次産業、第2次産業及び第3次産業の効果的な連携

（4）市内の中小企業者及び小規模企業者の生産性の向上

（5）市内の中小企業者及び小規模企業者の育成

（6）先端技術の導入等により成長及び雇用機会の拡大が期待される産業の誘致及び創出

（7）安全で安心な市民生活を実現するための事業者、市民及び市の連携及び協働

#### 【解説】

本条例の基本となる考え方、目指すべき理想的（模範的）な状況についての考えを規定しています。

第2項における想定事例は次の通りです。

**第1号** 本市の豊かな自然環境、培われた伝統文化等の地域資源の有効活用

⇒岩手山麓の自然、チャグチャグ馬コ、各種神楽、スイカ、リンゴ等

**第2号** 大学等の高等教育機関及び国、県が設置する産業の振興に資する研究施設との連携

⇒岩手県立大学、盛岡大学、国立岩手山青少年交流の家、森林研究・整備機構（国立研究開発法人）森林総合研究所・林木育種センター、家畜改良センター岩手牧場、岩手県農業研究センター畜産研究所等

**第3号** 市内における第1次産業、第2次産業及び第3次産業の効果的な連携

⇒市内での農林産物の栽培、収穫、加工、販売、消費（6次産業化）

**第4号** 市内の中小企業者及び小規模企業者の生産性の向上

⇒ I T 技術の導入による生産性の向上及びそのことを通じた人手不足の解消、事業承継への対応

**第5号** 市内の中小企業者及び小規模企業者の育成

⇒市内の事業者（特に、市民を顧客とする中小企業者、小規模企業者）の利用促進、一般的な社員教育の支援

**第6号** 成長及び雇用機会の拡大が期待される産業の誘致及び創出

⇒時代に対応した新たな産業の誘致、IoTにかかるIT企業の誘致の推進、大学等との連携による起業家の育成

**第7号** 事業者、市民及び市による安全で安心な市民生活を実現するための連携及び協働

⇒地域における市民の生活を支える飲食店や小売店の利用促進、自然災害時における市民の安全を確保するための協力及び復旧作業等における協力等

（市の責務）

第4条 市は、社会経済情勢の変化に対応した適切な産業の振興に関する施策を策定の上、当該施策を一体的かつ相乗的に推進し、国、県、産業経済団体等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 市は、事業者が地域づくりに貢献し、市民生活の向上及び交流の促進に寄与していることについて、市民への理解を深めるよう努めるものとする。

3 市は、市民が事業者を利用するよう促し、及び市内経済を循環させるよう努めるものとする。

4 市は、事業者が地域づくりに参画し、及び協力しやすい環境整備に努めるものとする。

**【解説】**

産業の振興を推進するために市が担っていくべき事項を責務として規定していません。

本条例において、市については「責務」としていますが、事業者、産業経済団体、金融機関、教育機関等、市民については「役割」としてしています。これは、市が果たすべき立場をより強く位置付けており、産業振興に関する施策の展開を図る責任と義務を負うことを明らかにしています。

各項で記載している内容については、次の通りです。

**第1項** 産業振興条例に基づいて市の産業振興施策を進めるための規定、国や県、産

業経済団体等との連携、協力を努めることについて記載しています。

**第2項** 事業者の地域づくりへの貢献等を広く市民に周知し、事業者の理解を深めるよう努めることについて記載しています。

**第3項** 市民が事業者を利用し、地域内経済の循環につながるよう努めることについて記載しています。

**第4項** 事業者が地域の一員であることを文頭で示しています。それを踏まえ、事業者が地域づくりの担い手として地域貢献に携わりやすい環境づくりに努めることを記載しています。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、経営基盤の強化、経営の革新、技術の向上、人材の育成、雇用環境の充実等持続的な発展に向けた取組に自主的かつ積極的な努力を払うものとする。

2 事業者は、地域社会を構成する重要な一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい社会の実現のため、地域づくりに貢献するよう努めるものとする。

**【解説】**

本条例の主体となる事業者が行うべき事項について、役割として規定しています。

**第1項** 産業振興の主体として各事業主が自ら行うべき事項を記載しています。

**第2項** 事業者は地域の一員であり、地域づくりの担い手として地域貢献に努めるべきであることを記載しています。

(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、事業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が実施する産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 産業経済団体は、事業者の産業経済団体への加入促進に努めるものとする。

**【解説】**

本条例の主体である事業者を支援する団体の行うべき事項について、役割として規定しています。



**第1項** 事業者の経営及び改善に関して積極的に取り組むこと、市が行う産業振興施策の協力を努めることについて記載しています。

**第2項** 第1項で規定する事業者の経営及び改善に取り組むにあたっては、事業者は各産業経済団体に加入してもらい、経営状況等を把握することが必要になります。このことから、加入促進に努めることについて記載しています。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、事業者に適した円滑な資金供給、経営相談、取引先の開拓、有用な情報の提供その他事業者の発展及び成長に資する支援を行うよう努めるものとする。

**【解説】**

本条例の主体である事業者を支援する金融機関の行うべき事項について、役割として規定しています。

事業者が経済活動を行う上で資金は不可欠であり、事業者の経営課題の解決に金融機関が果たす役割は大きいことから、資金供給や経営相談、取引先の開拓など、事業者の発展及び成長に資する支援に努めることについて記載しています。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、人材の育成及び研究並びにその成果の普及が市の産業の振興に資することに鑑み、事業者、産業経済団体及び市民との交流及び連携を図るよう努めるものとする。

**【解説】**

本条例の主体である事業者や産業経済団体及び市民と連携する教育機関等が行うべき事項について、役割として規定しています。

本市は、若い世代が集う研究学園都市という特色がありますが、若年層労働世代の市外への流出が課題となっています。

教育機関等における地域事業者に関する理解を深める学習などを含めた人材育成、研究及びその成果による地域課題の解決は、雇用の創出を含めた市の産業振興及びに資するものとなることから事業者や産業経済団体及び市民との連携に努めることについて記載しています。

(市民の役割)

第9条 市民は、産業の振興における事業者の役割の重要性を理解し、市内経済を循環させるため、事業者の提供する商品、サービス等の積極的な利用に努めるものとする。

2 市民は、事業者とともに暮らしやすい社会の実現のため、地域づくりに努めるものとする。

**【解説】**

本条例の主体である事業者における顧客の立場、地域づくりの担い手としての事業者とのパートナーの立場として行うべき事項について、役割として規定しています。

**第1項** 地域の事業者の重要性について理解を深めること、地域の事業者を利用することによって地域経済循環につなげるよう努めることについて記載しています。

**第2項** 地域づくりの主体は市民であり、このことは自治基本条例の前文にも明記されています。主体である市民と、地域の一員である事業者が連携し、暮らしやすい社会の実現に向けて地域づくりに努めることについて記載しています。

(産業振興施策の展開)

第10条 産業の振興に関する施策は、滝沢市総合計画基本計画内に記載するものとする。ただし、特定の産業の振興に関する課題解決を行うため、滝沢市総合計画基本計画に記載した産業の振興に関する施策に基づき個別計画を策定することができる。

2 市は、前項に規定する個別計画を定めるときは、事業者、産業経済団体、金融機関及び市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、産業の振興に関する施策の実施状況について、第13条に規定する産業振興会議に諮り、その内容を毎年度、市民に公表するものとする。

**【解説】**

市が策定、推進する産業振興に関する施策の展開について規定しています。

**第1項** 市は総合計画基本計画で施策の展開を図っていることから、産業振興施策を総合計画基本計画内に記すことを記載しています。また、特定の産業の振興に関する課題解決のために個別計画を策定することを想定して記載しています。

**第2項** 市の代表者である市長の行うべき事項として、第1項で規定した個別計画を策定する際、事業者、産業経済団体、金融機関及び市民の意見を反映させることについて記載しています。

**第3項** 市の代表者である市長の行うべき事項として、産業振興に関する施策の実施状況について第13条で設置について定める産業振興会議に諮り、その会議の内容について毎年度、市民に対して公表することを記載しています。

(基本的施策)

第11条 産業の振興に関する施策を展開するに当たり、次に掲げる分野を基本的施策の単位とする。

- (1) 商工業分野
- (2) 農林業分野
- (3) 観光物産分野

2 前項に規定する基本的施策の単位ごとの取組方針は、次の各号に掲げる分野の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 商工業分野 次のア及びイに定めるとおりとする。

ア 市は、中小企業者及び小規模企業者の安定した経営を持続させるため、産業経済団体と連携し、市内における事業者間の新たな連携の推進及び事業承継に関して必要な施策を講ずるものとする。

イ 市は、社会経済情勢の変化に対応するため、大学等の高等教育機関並びに国及び県が設置する産業の振興に資する研究施設等と事業者との連携による市内産業の生産性の向上に努めるとともに、市内の雇用の場の確保、人材育成及び市内経済を循環させるために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 農林業分野 次のア及びイに定めるとおりとする。

ア 市は、農林業の振興を図るため、産業経済団体と連携し、生産基盤の整備、農地の集積・集約、生産性の向上、後継者の確保、新規就農者の育成等に関し必要な施策を講ずるものとする。

イ 市は、市民が農林業に対する理解を深めるため、市民と農業生産地域との交流の推進、農林業の振興に係る催しの実施、地域特産物の作出等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(3) 観光物産分野 市は、産業経済団体及び近隣市町と連携し、観光及び物産の振興を図るため、次のアからウまでに掲げる地域資源を活用し、必要な施策を講ずるものとする。

ア 岩手山、鞍掛山等本市の豊かな自然環境

イ 市内で製造された工芸品、食品、その他の物品等の地域産品

ウ 本市の歴史、自然、文化、人情、風情、景観等の特色を活かし、観光需要を喚起し、又は拡大する可能性のある資源

**【解説】**

産業振興施策を滝沢市総合計画基本計画に位置付けるにあたり、基本的施策の単位

及び取組方針について明らかにしています。

**第 1 項** 滝沢市総合計画基本計画内における基本施策の単位は「課」となりますが、本条例においては、「分野」を単位とした基本的施策としています。「基本施策」と「基本的施策」は、類似した表現ではありますが、「基本的施策（分野）」のほうが「基本施策（課）」よりも対象を広く捉えることができるため、総合計画においての政策的判断として、重点的化、特定化を図りやすい状態を担保できます。

**第 2 項** 第 1 項で規定した各分野の取組方針について、本市の特徴をふまえながら必要な施策を講ずることを記載しています。

（財政上の措置）

第 1 2 条 市は、産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**【解説】**

産業振興施策の推進のための財政支出の努力義務について規定しています。施策の実効性の担保には財政的な裏付けが必要であり、厳しい財政状況下であっても、施策の優先度と効果を十分検討した上で、予算の確保と効率的な執行に努めるべきものとなります。

（産業振興会議の設置）

第 1 3 条 産業の振興に関する施策に関する意見聴取及び検証を行うため、市長の附属機関として、滝沢市産業振興会議（以下「会議」という。）を置く。

**【解説】**

産業振興に関する施策の進捗状況等の意見聴取及び施策の効果の検証を行う場として、産業振興会議を設けることを規定しています。

「附属機関」とは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により市長が設置する附属機関のことをいいます。

**【参考】** 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 抜粋

第 1 3 8 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(会議の組織)

第14条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 産業経済団体の役職員

(4) 金融機関の役職員

(5) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

#### 【解説】

会議の構成について規定しています。

第1項 会議を構成する委員の人数について記載しています。

第2項 会議を構成する委員について記載しています。

第3項 委員の任期について記載しています。

第4項 委員が欠けた場合の補欠委員の任期について記載しています。

第5項 委員が委嘱時の身分を失った際の取扱いについて記載しています。

第6項 委員の情報管理について記載しています。

第7項 委員の罷免について記載しています。

(会議の会長及び副会長)

第15条 会議に会長、副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**【解説】**

会議の会長及び副会長について規定しています。

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

**【解説】**

会議の招集者及び会議の開催に係る出席者数について規定しています。

(会長への委任)

第17条 会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

**【解説】**

会議の運営に関して必要な事項について、会長が会議に諮って定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和3年4月1日より施行する。